

富山県情報公開審査会答申概要（答申第 75 号）

- 件 名 産業医・衛生管理者が労働安全衛生法に基づいて実施した巡視の状況又は結果がわかる資料の非開示決定処分に係る審査請求事案
- 開示請求年月日 令和4年4月7日
- 実施機関の決定日 令和4年4月19日
- 実施機関（担当室課） 富山県知事（経営管理部人事課）
- 決定内容 非開示決定
- 非開示理由 該当する公文書を保有していないため
- 審査請求年月日 令和4年5月14日
- 審査請求の内容 本件処分を取消し、対象文書の開示を求める。
- 諮問年月日 令和4年9月2日
- 答申年月日 令和5年2月17日
- 争点 未公開文書の存否
- 審査会の判断

第1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定処分（令和4年4月19日付け人第17号。以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

1 開示請求

審査請求人は、令和4年4月7日付けで、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、実施機関に対して、次のとおり公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

富山県庁（富山市新総曲輪にある事業場）について、(1)令和3年4月1日から6月30日までの間に、労働安全衛生法の規定に基づいて、事業場に選任されている産業医自身が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料及び(2)令和3年4月1日から6月30日までの間に、労働安全衛生法の規定に基づいて、事業場に選任されている衛生管理者自身が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料

2 本件処分及び審査請求

(1) 本件処分

実施機関は、本件開示請求について、対象公文書を保有していないことを理由として、条例第11条第2項の規定により本件処分を行った。

(2) 本件審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年5月14日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により審査請求（以下「本件審査請求」という。）

を行った。

第3 審査会の判断の理由

1 本件処分の妥当性

実施機関の弁明書及び当審査会において、富山県経営管理部人事課の職員に対し、意見聴取を行ったところ、実施機関は労働安全衛生法に基づいて、産業医の職場巡視について、少なくとも毎月1回以上、衛生管理者の職場巡視については、少なくとも毎週1回行うべきところ、これまで4月から6月は実施せず、6月に策定した年間計画に基づき、例年7月以降に産業医と衛生管理者の職場巡視を併せて毎月1回行っていたとのことであった。

本件開示請求に係る公文書を保有していないことを理由に非開示とした実施機関の説明に、特段不自然な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第4 調査審議の経過

審査会の調査審議の経過の概要は、別記のとおりである。

別記 当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
令和4年9月2日	実施機関から諮問書を受理
令和5年1月12日 (第188回審査会)	・ 諮問事案の概要説明 ・ 実施機関からの意見聴取 ・ 審議
令和5年2月6日 (第189回審査会)	・ 審議
令和5年2月17日	・ 答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大石 貴之	弁護士	会長職務代理
大原 弘之	弁護士	

神 山 智 美	富山大学経済学部教授	会 長
中 村 正 美	富山市社会福祉協議会専務理事	
西 田 隆 文	高岡商工会議所専務理事	